

# ハッ場ダム住民訴訟

## 1都5県 FAXニュース

第7号(05年9月21日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

【千葉の会】台風一過の8月27日の朝、第3回裁判は約60人の傍聴者でほぼ満席となった。被告側が今回は書面の取り交わしだけでなく内容説明を口頭で行なった。これは原告側が解りやすい裁判の進行を求めたからであった。原告弁護団は第1準備書面の提出にむけ、軽井沢での夏合宿など精力的に検討を重ねてきた。拝師弁護士がその概要を説明し、被告側に速やかに本案審理に移行するよう強く求めた。次回は11月18日(金)11時から(中村)

【埼玉の会】第4回裁判は、9月4日午後1時半より30分間開廷された。被告側から準備書面が提出され口頭でも簡単な説明があった。原告側からは、1)ダム建設事業の必要性についての県独自の主張の欠如、2)治水、利水両面で法的位置付けに疑義があることが説明された。裁判官は、次回を11月30日11時と決め、被告側に上記2点を明確にせよと促した。裁判後、現地の状況を伝えるニュース番組録画を見た。9/17 総会13時半からカルタスホールで。(富永)

【群馬の会】第4回裁判が9月16日行われ、原告12名、訴訟代理人4名、被告側12名、傍聴席はほぼ満杯。被告側準備書面のHPへの掲載の取り止めに応じないことを理由に、伴弁護士は準備書面の説明を拒否。福田弁護士が誠実に対応していくこの問題とは切り離すべきと主張した結果、「本請求は財務会計法規上の義務違反はなく住民訴訟制度の趣旨を逸脱した請求である」との説明を行った。その後報告会を行った。(真下)

【東京の会】前回、被告が訴えの門前払いを主張したのに対し、7月25日の第4回裁判では原告側が書面及び口頭で反論。裁判長も今の裁判の流れの中で、(費用支出の)原因行為を全く問題にしないということはないと明言、被告側にダム不要論の認否に入ることを促した。いよいよ実質論争だ。次回は10月5日(水)11時から、東京地裁606法廷。裁判後、弁護士会館で説明会、早明浦ダムドキュメントを上映予定。(深澤)

【栃木の会】7月末に南摩ダム建設予定地で自然観察会の後、日弁連の公害対策環境保全委員会の一行と懇談。ダム直下で計画変更の度に振り回されてきた住民がその苦しみと憤りを訴えた。住民が去った水没地区に猫が何十匹も放置され、動物福祉協会の関係者が面倒を見ていた、と判明。ダム建設の及ぼす思いがけない影響に驚かされた。9月8日の対県知事第4回裁判は原告被告双方からの準備書面の確認のみ。次回は11月24日10時。(葛谷)

【茨城の会】茨城は第3回裁判より112日間の空白をもって10月4日第4回の裁判を迎える。これまで県側は我々の訴状に対し、ハッ場ダム事業参加の理由を示す証拠書類を山と積んできたが、今回は財務会計行為にしばり、裁判の却下を求めてくるようだ。他県では本案に入る模様だが、茨城はまだ入り口にこだわっている。閉ざされた行政が指折りの後進県と言われるゆえんだ。県民は遙か先についている。陳述は香山建雄氏を予定。乞うご期待。(神原)

予定地(長野原町)の今:7月に1年8ヶ月にわたる移転協議が終了。9月7日、調印式典。国交省の度重なるゼロ口回答で合意を余儀なくされた川原湯地区代表は、本当は式に来るつもりはなかった。...みんなきれいごとを言っているが温泉地が再建なんてできない(毎日新聞)。平成4年に約束された代替地は完成に程遠い。国道、JRの移転も進まない。地盤の悪いダムサイト予定地では、今だにボーリング調査続行。地元は「あと10年たっても本体工事にはかかれないうら」との声が多数。民主党はハッ場ダム中止を選挙マニフェストに盛り込み地元は期待。しかし候補者はハッ場に触れなかった。11月5、6日は紅葉の吾妻渓谷ハイキングとミニコンサートとバスツアー。詳細下記HP。(ハッ場ダムを考える会)

発行:ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会/ハッ場ダム住民訴訟弁護団/ハッ場ダムを考える会  
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先:042-341-7524(深澤)048-825-3291(藤永)